

令和2年第3回竹原市議会臨時会会議録

令和2年第3回竹原市議会臨時会日程

日 程	議案番号	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について	
日程第 2	会期の決定について	
日程第 3	報告第 2号	竹原市税条例等の一部改正について
日程第 4	報告第 3号	竹原市税条例の一部改正について
日程第 5	報告第 4号	竹原市国民健康保険条例の一部改正について
日程第 6	報告第 5号	竹原市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 7	報告第 6号	竹原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 8	報告第 7号	令和2年度竹原市一般会計予算の補正について
日程第 9	議案第48号	令和2年度竹原市一般会計補正予算（第2号）

令和2年第3回竹原市議会臨時会議事日程 第1号

令和2年5月15日（金） 午前10時開会

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 2号 竹原市税条例等の一部改正について

日程第 4 報告第 3号 竹原市税条例の一部改正について

日程第 5 報告第 4号 竹原市国民健康保険条例の一部改正について

日程第 6 報告第 5号 竹原市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 7 報告第 6号 竹原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第 8 報告第 7号 令和2年度竹原市一般会計予算の補正について

日程第 9 議案第48号 令和2年度竹原市一般会計補正予算（第2号）

追加日程第1 議案第48号 令和2年度竹原市一般会計補正予算（第2号）（総務文教委員会）

令和2年5月15日開会

(令和2年5月15日)

議席順	氏名	出席
1	下垣内 和春	出席
2	今田 佳男	出席
3	竹橋 和彦	出席
4	山元 経穂	出席
5	高重 洋介	出席
6	堀越 賢二	出席
7	川本 円	出席
8	井上 美津子	出席
9	大川 弘雄	出席
10	道法 知江	出席
11	宮原 忠行	出席
12	吉田 基	出席
13	宇野 武則	出席
14	松本 進	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住田 昭徳

議会事務局次長 矢口 尚士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏	出 席
地 域 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	影 田 康 隆	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	大 田 哲 也	出 席

午前10時00分 開会

議長（大川弘雄君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回竹原市議会臨時会を開会いたします。

開会に先立ち、議長から一言申し上げます。

先般の議会運営委員会において確認されたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る観点から、本日の会議におきましては、出席者については全員マスク着用とし、あわせて傍聴者の方々にも同様をお願いさせていただいております。また、換気を行う必要から会議中窓並びにドアを開放しておりますので、お知らせしておきます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議案の説明員として市長並びに市長から説明の委任または囑託を受けた者の出席を地方自治法第121条の規定により求めておりますので、報告いたします。

以上で議長からの報告を終わります。

日程に入るに先立ち、今榮市長から挨拶がありますので、これを許します。

市長。

市長（今榮敏彦君） 皆さんおはようございます。

本日、令和2年第3回竹原市議会臨時会を開会いただくに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大に対しましては、本市では2月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、国、県、関係機関と連携しながら、各種媒体を活用した迅速な情報発信をはじめ、市民への各種相談対応、医療機関や社会福祉施設への備蓄マスクの提供のほか、学校の一斉臨時休業、公共施設の休館、各種イベントの中止などを行ってまいりました。また、市内の感染拡大を防止するとともに、市役所の業務停止を回避するため、一部職員の振替勤務や会議室等での分散勤務体制の確立などにも取り組んできております。

こうした中、国は全国を対象に4月16日に発令した緊急事態宣言を、感染拡大に一定の歯止めがかかっていることから、昨日広島県を含む39県を対象に解除したところであります。県は感染状況等を注視しつつ、緊急事態措置の期間など、対策の強度を段階的に緩和していく方針について、本日専門家委員会等を経た検討をし、見直しを決定する予定であります。

これまでの間、感染リスクを抱えながら医療活動に当たっておられる医療現場や市民の暮らしを支える社会福祉施設、生活必需物資の販売店をはじめ関連する業務に従事しておられる皆様におかれましては、このような厳しい環境のもと、使命感を持って懸命に業務を継続されていることに改めて心からの敬意を表します。また、市民や事業者の皆様におかれましては、県の要請の趣旨を御理解され、連帯して御協力いただいていることに深く感謝を申し上げます。

他方、感染拡大防止のための学校の休業、外出や営業の自粛などが長期化することに伴い、収入が減少した家庭や大幅な売上減少等に直面している幅広い業種の事業者の方々など、多方面にわたり深刻な経済的影響が出てきております。また、これから出水期を迎える中、災害時に開設する避難所で市民の皆様が感染のリスクにさらされる可能性も懸念されているところであります。

こうしたことを踏まえ、本臨時会では、この影響を受けている児童扶養手当を受給するひとり親家庭等を支援する臨時給付金のほか、売上げが落ち込んでいる市内の飲食店及び小売業等の運転資金を確保するため、竹原商工会議所等と連携した事業者等支援助成金、さらには休業、営業時間短縮の要請に御協力いただいた中小企業者等に対して県が支給する協力支援金への市負担金のほか、災害発生時の避難所に備えるマスク、消毒液等の消耗品など、新型コロナウイルス対策関連経費の補正予算案を提案しております。

また、この経済的影響に可能な限り迅速に対処するために行った簡素な仕組みで家計を支援する特別定額給付金や、家計の負担が重くなっている児童手当の受給世帯を支援する臨時特別給付金などの補正予算、新型コロナウイルス感染症で休業した場合における傷病手当金の支給を可能とする国民健康保険等に関する条例改正などの専決処分6件を御報告いたします。

引き続き、休業中の児童生徒の学習機会の保障や、増加が懸念される児童虐待などの家庭問題への支援に取り組むとともに、財源措置が必要な医療、福祉分野への支援充実、ICT教育環境整備の推進、中小企業者等への休業補償の拡充について国等に要望しながら、市民の皆様健康と暮らしを守ることを最優先事項とした対策を行ってまいります。

本臨時会に上程する合計7件の詳細につきましては、この後担当から御説明申し上げますが、議員各位におかれましては何卒慎重に御審議いただいた上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（大川弘雄君） これより日程に入ります。

日程第1

議長（大川弘雄君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は，会議規則第88条の規定により，議長において14番松本進議員，1番下垣内和春議員を指名いたします。

日程第2

議長（大川弘雄君） 日程第2，会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は，本日1日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって，会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3～日程第8

議長（大川弘雄君） 日程第3，報告第2号竹原市税条例等の一部改正についてから日程第8，報告7号令和2年度竹原市一般会計予算の補正についての6件を一括議題といたします。

提案者の報告を求めます。

市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） ただいま議題となりました報告のうち，報告第2号から報告第6号までの5議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページ，議案説明書の39ページをお開きください。

報告第2号竹原市税条例等の一部改正について御報告申し上げます。

本案は，地方税法の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され，同年4月1日から施行されることに伴い，竹原市税条例等の一部を改正し，地方自治法第179条の規定により，同年3月31日に専決処分いたしましたので，同条第3項の規定により御報告し，御承認をお願いするものであります。

改正の主な内容につきましては，まず市民税につきましては，未婚のひとり親を個人住

民税の人的非課税の対象とする税制措置及び寡婦控除の見直しに伴い規定を整備するものであります。また、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例及び優良住宅地造成等のための土地等の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長する措置を講じるものであります。

次に、固定資産税につきましては、所有者不明の土地等に係る課税上の課題に対応するために、相続人等の現所有者に対する賦課徴収に必要な事項の申告を制度化するものであります。さらに、調査を尽くしてもなお所有者が明らかとならない場合、使用者を所有者とみなす規定を追加するものであります。

次に、たばこ税につきましては、課税の免除の適用を受けようとする者がすべき申告手続を簡素化する規定を追加するものであります。

次に、議案書の9ページ、議案説明書の40ページをお開きください。

報告第3号竹原市税条例の一部改正について御報告申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、同日から施行されることに伴い、竹原市税条例の一部を改正し、地方自治法第179条の規定により、同日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

改正の主な内容につきましては、まず徴収の猶予につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収の猶予の特例に係る手続等を定める規定を整備するものであります。

次に、固定資産税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた資産に係る固定資産税の特例措置の対象を拡充するものであります。

次に、軽自動車税につきましては、新型コロナウイルスの影響が拡大する中、国内自動車需要を支える観点から、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置を6カ月延長するものであります。

次に、議案書の13ページ、議案説明書の41ページをお開きください。

報告第4号竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御報告申し上げます。

本件は、国民健康保険の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染した被用者が、一定期間労務に服することができない場合に、本市国民健康保険において傷病手当金を支給するため竹原市国民健康保険条例の一部を改正し、地方自治法第179条の規定により、

同年4月27日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

改正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する規定及び傷病手当金と給与等の調整に関する規定を追加するものであります。

次に、議案書の17ページ、議案説明書の42ページをお開きください。

報告第5号竹原市国民健康保険税条例の一部の改正について御報告申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、竹原市国民健康保険税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第179条の規定により、同年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

改正の内容につきましては、基礎課税額に係る課税限度額を現行の61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の16万円から17万円にそれぞれ引き上げるとともに、低所得者に対する軽減措置の拡充といたしまして、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を現行28万円から28万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の対象となる被保険者の数に乗すべき金額を現行の51万円から52万円にそれぞれ引き上げる措置を講じるものであります。

次に、議案書の21ページ、議案説明書の43ページをお開きください。

報告第6号竹原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

本件は、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたこと等に伴い、竹原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正し、地方自治法第179条の規定により、同年4月30日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

改正の内容につきましては、後期高齢者医療保険の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対し傷病手当金を支給することについて、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に規定されたことに伴い、本市が傷病手当金の支給に係る申請書の受け付けを行うため当該事務を追加するとともに、広島県後期高齢者医療広

域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき、納付金額の徴収猶予をした期間の末日の翌日から一月を経過する日までの延滞金の割合について、年14.6%から年7.3%に低減するものであります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） ただいま議題となりました報告のうち、報告第7号につきまして御説明申し上げます。

議案書の25ページ、議案説明書の44ページをお開きください。

報告第7号令和2年度竹原市一般会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

本報告は、国において新型コロナウイルス感染症緊急経済対策のための令和2年度補正予算（第1号）が成立し、一般会計予算の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月30日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

補正の内容といたしましては、まず歳出であります。民生費において、特別定額給付金給付に要する経費として特別定額給付金24億8,560万円及び事務費3,227万8,000円、子育て世帯臨時特別給付金に要する経費として子育て世帯臨時特別給付金2,317万円及び事務費223万5,000円、合わせて25億4,328万3,000円を追加計上しております。これに対し、歳入であります。歳出に係る特定財源として国庫支出金25億4,328万3,000円を追加計上しております。

以上により、歳入歳出それぞれ25億4,328万3,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ166億8,985万9,000円となるものであります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） これより一括質疑に入ります。

それでは、質疑の通告がありますので、発言を許します。

14番松本進議員の質疑を許します。

14番（松本 進君） それでは、報告第4号竹原市国民健康保険条例について質疑を行いたいと思います。発言通告をしておりますので、それにのっとり質問します。

まず、今回の報告第4号の条例の内容というのは、コロナ対策に伴って新設された傷病手当の支給ということであります。

そこで、1点目として伺いたいのは、この傷病手当支給の対象者の要件、これがどのような基準や判断となっているかということをお尋ねし、また国保加入者で被用者とは、自営業者——青申、白申ありますけれども——自営業者やフリーランスの人もこの支給対象者と理解してよいのかどうかをお尋ねしておきたいと思えます。

2点目は、竹原市国保加入者のうち、傷病手当の支給対象者は具体的に何人、国保加入者の何%ぐらいを占めるのかということ、またこの財源は国が負担することを決めておりますけれども、全額国庫負担というふうに理解してよいのか、この2点について伺います。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 国民健康保険におきます傷病手当金の支給についての御質問でございます。

まず、御質問にありました傷病手当金の支給対象者の要件につきましては、1つ目といたしましては国民健康保険の被保険者であること、2番目といたしましては事業所、勤務先から給与の支払いを受けていること、3番目といたしましては新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、その治療や入院のために仕事を4日以上休んだ日があること、4番目には休んだ期間において事業所から給与の全部または一部が支給されていないこと。これら全てに該当する方が今回の対象者となるものでございます。

2番目にお尋ねの国保加入者で被用者とはということでございますが、事業所等から給与収入を受けている労働者の皆さん、基本的にはこういった方々でございます。したがって、先ほどありました個人の事業主あるいはフリーランスで働いている方々は、今回の支給対象にはなっておりませんので、よろしく願いいたします。ただ、個人事業主の御家族で青色申告による専従者給料の支払いを受けている方は、先ほど言いました4つの要件に合致すれば支給の対象者となり得ます。

2点目の対象者数と財源についてでございます。

本年4月現在の国民健康保険の加入者数は5,764人で、そのうち給与所得等のある人は2,186人でございます。率にいたしましては約38%となります。ただ、この中には謝礼や報酬等の方々も多く含まれておりますので、純然たる給与所得者数ということにつきましてはこの数値を下回るものと考えております。また、これに係る財源についての御質問でございますが、これは国の特別調整交付金により全額措置されることとなって

おります。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） コロナ対策ということで、こういった傷病手当金の支給ということが新設ということは私も大賛成なのですけれども、今お聞きすると、竹原市の場合で見ると、1つは対象者という数があつて、そこから実際労働者といいますか、そういった被用者の限定をすればまだまだ絞られるということで、大変間口が狭くなっているなという実感を持っています。

そこで、2点目として大枠でお尋ねしたいのは、是非市長の方にお尋ねしておきたいのですけれども、こういった3月26日の参議院厚生労働委員会ということで、我が党が質問して政府が答弁しているのですけれども、大枠の考え方といいますか、そこで大切なところだなということで紹介してお尋ねしたいのが、先ほど部長の答弁があつたように、新設されたけれども実際対象者はそういった被用者に限定するというで相当絞られて、なかなかこの利用者自体の間口が狭いということで、先ほど紹介したいのは、3月26日の参議院厚生労働委員会の質疑で政府が次のように答弁されております。政府は、自治体の裁量で対象者を広げることは可能だと、そういった趣旨のことを答弁されているわけです。しかし、先ほど財源の問題もありますから、一遍にこれを広げて竹原市で対応できるのかどうかというのは大変厳しいわけですから、わかっているわけですから、先ほど財源なんかも改めて国の制度を広げた場合は財源も広げていくのは当然なのですけれども。こういったかなめとして、自治体の裁量で間口が狭いところを広げることは可能だということについては、竹原市としても調査研究なり、国への財源補填はもちろんですけれども、こういった調査研究して幅広く対象とできるような制度といいますか、条例が必要ではないかなというふうに私自身は思いますので、市長にそういったところの考え方をお尋ねしておきたいと。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 御指摘のとおり、国の方での質疑等のやりとりの中でそういったことがあつたということは承知しております。現在、竹原市の国民健康保険制度そのものは、県を中心に統一的に行っている部分でございます。自治体の裁量権という部分はありますけれども、これは県の国保連合会の中でしっかり議論をして、いろんな要望とか制度の拡充というのは今後進める必要があるかとは思っておりますので、どうぞよろ

しくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 是非、かなめのところだけですから市長に答弁をお願いしたいと思ったのですが、今部長の答弁があったように、この制度の拡充ということについては自治体の裁量権がありますよということの答弁がありました。しかし、財政的な面が大きく関わりますから、すぐ即と市長の決裁だけでできるという問題でもないということは私もよく承知しています。ですから、こういった拡充と同時に、そういった財源の補填という面でも強く市長会とかいろんな場を通じてやっていくという面では必要なのですけれども、一番ポイントは、市としてこういった制度の拡充ということは市民の命と健康を守る上で大切だという思いがありますので、その点最後に市長にお尋ねしておきたいと。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 先ほど部長が御答弁申し上げましたとおり、国において一定に今回のコロナウイルス感染に関わる支援制度措置というものは構築されているという背景がございますが、まだまだ制度の構築そのものにも、まだこの先どのようになるかということについては、財源措置を含め様々な検討がなされているところでございます。その状況を見据えながら、この点については先ほどございましたように国保連合等と、構成団体等と一定にはしっかりと勉強する中で判断をしていく必要があるケースであるというふうに思っておりますので、引き続き状況の推移を見守ってまいりたいと思っております。

議長（大川弘雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって一括質疑を終結いたします。

本件は、報告承認案件のため、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

これより分離し、順次討論、採決いたします。

まずは、報告第2号竹原市税条例等の一部改正について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は報告のとおり承認されました。

次に、報告第3号竹原市税条例の一部改正について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は報告のとおり承認されました。

次に、報告第4号竹原市国民健康保険条例の一部改正について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は報告のとおり承認されました。

次に、報告第5号竹原市国民健康保険税条例の一部改正について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は報告のとおり承認されました。

次に、報告第6号竹原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は報告のとおり承認されました。

次に、報告第7号令和2年度竹原市一般会計予算の補正について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は報告のとおり承認されました。

日程第9

議長（大川弘雄君） 日程第9、議案第48号令和2年度竹原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の報告を求めます。

総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君）　ただいま議題となりました議案につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページ，議案説明書の45ページをお開きください。

議案第48号令和2年度竹原市一般会計補正予算（第2号）について，その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は，新型コロナウイルス感染症対策のための事業を追加するものであります。

初めに，歳出について御説明いたします。

民生費においては，生活困窮者自立支援等事業に要する経費として住居確保給付金394万2,000円，ひとり親家庭等支援臨時給付金給付に要する経費としてひとり親家庭等支援臨時給付金など543万1,000円，合わせて937万3,000円を追加計上しております。

衛生費においては，地域保健医療対策に要する経費としてマスク，消毒薬，防護服等の消耗品など805万円を追加計上しております。

農林水産業費においては，水産業振興に要する経費として漁業災害特別対策資金補助金8万1,000円を追加計上しております。

商工費においては，商工業振興対策に要する経費として広島県感染拡大防止協力支援金負担金3,092万円及び商業者等支援助成金374万9,000円，合わせて3,466万9,000円を追加計上しております。また，不測の新型コロナウイルス感染症対策に迅速に対応するため，予備費2,000万円を追加計上しております。

これに対し，歳入であります。歳出に係る特定財源として国庫支出金5,213万3,000円，県支出金4万円を追加計上するとともに，一般財源として財政調整基金繰入金2,000万円を追加計上し，収支の均衡をとっております。

以上により，歳入歳出それぞれ7,217万3,000円を追加し，予算総額は歳入歳出それぞれ167億6,203万2,000円とするものであります。どうぞよろしくお願いたします。

議長（大川弘雄君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので，発言を許します。

14番松本進議員の質疑を許します。

14番（松本 進君） それでは、議案第48号の一般会計補正予算（第2号）について質疑を行いたいと思います。これについても発言通告を行っております。

新型コロナ対策事業の追加ということでの補正予算が計上されているわけですが、先ほど市長の報告もありましたが、これまで竹原市としても感染防止のためにいろいろ取組をされて、報告では、外出や営業の自粛等々で大幅な売り上げの減少に直面しているというようなことも報告がありました。新聞報道でも、昨日緊急事態宣言が39県で解除されています。その中に広島県も入っております。今日の新聞報道では、広島県として今日中にも一部施設や店舗への休業要請を解除する方向だと、飲食店についても時間の延長の検討とか、県民の外出自粛は週末に限るだろうというような緩和といたしますか、そういったことが行われるという報道もあります。

特に、こういったかつてないコロナ感染で、人の制限とか業者の休業要請等々で大きな経済的な打撃が、今あるわけですが、特にこういった今回議案第48号で示されました補正予算を見てみますと、全体として追加補正として7,217万3,000円の予算が計上されて、その中で竹原市の一般財源、財政調整基金が2,000万円、これは歳出で見ると全額予備費で計上されていると。

そして、新型コロナ対策の国庫支出金が5,213万3,000円あって、このうち地方創生臨時交付金4,917万7,000円がありまして、こういった国の国庫支出金に伴う竹原市のコロナ対策といたしますか、竹原市の独自施策を見てみますと、1つには避難所における感染症対策費、これが805万円、2つ目にはひとり親家庭等の支援臨時給付金543万1,000円、3点目に事業者等支援助成金374万9,000円、合計で竹原市独自の支援策は1,723万円ということになります。これは補正予算全体の約24%しかないというふうに、私自身大変残念な思いもあります。

そこで市長にお尋ねしたいのは、新型コロナ緊急事態宣言による市民の外出自粛や市内の施設等、飲食業等、こういった休業の要請に伴う市内事業者への影響や実態をどのように把握されているのでしょうか。今回の補正予算で、市独自施策に伴うその事業効果の認識、地元業者への営業と暮らしを守る自治体の責務をどのようにお考えなのかをお尋ねしておきたいと思います。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） 議案第48号の補正予算（第2号）についての御質問でございます。

国、県の外出自粛要請ですとか、事業者への休業あるいは営業時間の短縮の要請に基づきまして、市内事業者への影響、実態についてという御質問でございます。

市内の事業者におきましては、このような国、県の外出自粛ですとか休業の要請等によりまして、飲食、宿泊業また小売業、運輸業、サービス業など多くの業種におきまして経済的な影響が出ております。その中でも、竹原商工会議所による影響調査ですとか、県の売上減少等の影響を受けた事業者への融資の相談状況等から、飲食業ですとか小売業、こうした業種への影響が大きいというふうに考えております。休業の要請が出ておりますが、今週から営業を再開されておられる事業者の方もおられます。現時点では、外出自粛要請が解除されていないという状況でございますので、引き続き大変厳しい状況であるというふうに認識をいたしております。

国または県は、このような外出自粛要請ですとか店舗、施設の休業要請によりまして、経済的に大きな影響を受ける中小企業者等に対しては、給付金ですとか協力金を支給することとされておりまして、既にそうした申請の手続も開始されています。市におきましても、県の休業要請に伴う事業者への協力金につきましては3分の1、約3,000万円を負担するということとしております。また、県の融資制度に係る売上減少認定、また国、県等の各種制度の相談などの支援もあわせて行っているところでありますが、そうした国、県の支援制度の活用とあわせまして、特に影響が大きいと思われる飲食業あるいは小売業の事業者を独自に支援するということといたしまして、プレミアム付商品券に係る経費を助成する補正予算をこの臨時会の方へ提案をさせていただいております。市といたしましては、地元の事業者が新型コロナウイルスの影響によりまして廃業するということになれば、地域経済に大きな打撃を与えまして、市民生活にも影響を及ぼすこととなりますので、国、県と協力しながら、事業が継続できるよう今後も支援を行ってまいります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 今回の補正予算と、これは今、地方創生交付金は約4,900万円、5,000万円弱ということで、あと次に6,000万円弱ですか、交付金があるということで、6月補正にその準備をされているのだと思いますけれども、私が今回の分で大変残念だなと思ったのは、5,000万円近くの地方創生交付金があって、確かに地方

自治体の状況に応じた自由度が以前よりは拡大されて使えるような仕組みがつけられたということで、この紹介にある市の独自の施策という面で見えますと、商業者に対しての分は先ほど今プレミアム云々と、374万9,000円と、商業者等支援助成金と、これしかないわけですね。ですから、今のこういった市長の報告にも大幅な売り上げの減少と、こういった深刻な事態に直面しているのだということの報告があった割には、こういったプレミアム商品券の融資関係で、本当に市民の、商業者の今の与えた打撃を少しでも一歩でも癒やすといたしますか、そういった方向になるのかなという面では率直に言って大変残念だし、是非6月議会の補正では、市内の商業者、飲食業者等々の打撃に対して、一定のこれで頑張ろうというような市の独自策が要るのではないかとということで、特に新聞報道で三原市の例がありました。即刻、三原市内の4,000件の事業者に対して5万円を給付するというのと、先日は今度は固定費に対して5万円を限度に3カ月、15万円になりますか、そういった分を市独自として検討する。確かに、三原市と竹原市の財源は違うということもあるかもしれませんが、先ほど国がわざわざ地方創生交付金でコロナ対策でやりなさいよということもあるわけですから、是非そこは思い切った市内の飲食業、小売業者への支援が要るのではないかと、是非6月補正ではそこは抜本的にやってほしいということについて、市長はどのようにお考えでしょうか。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） お答えをいたします。

今回、この臨時市議会の方に提案をさせていただいております商業者等支援助成金につきましては、先ほど申し上げましたように、売り上げが落ち込んでおります市内の飲食店あるいは小売業の運営資金を確保するというを目的にさせていただいているものでございます。今後、落ち込んでいる消費を喚起するといいますか、促進するためのまたそういった支援策につきましては、しっかり検討していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（大川弘雄君） 以上で14番松本進議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号令和2年度竹原市一般会計補正予算（第2号）を総務文教常任委員会に付託いたします。

この後直ちに総務文教常任委員会を開催し、審査終了後本会議を再開いたします。
その間暫時休憩といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時46分 再開

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本会議の休憩中、総務文教常任委員会が開催され、付託案件の審査が終了したことから、先ほど議長に委員会報告書が提出されました。

お諮りいたします。

付託議案でありました議案第48号令和2年度竹原市一般会計補正予算（第2号）を日程に追加、議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、付託議案でありました議案第48号を日程に追加、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1

議長（大川弘雄君） 追加日程第1、議案第48号令和2年度竹原市一般会計補正予算（第2号）、総務文教常任委員会所管。本案は、総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

2番今田佳男総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会委員長（今田佳男君） 総務文教常任委員会には、議案第48号令和2年度竹原市一般会計補正予算（第2号）が付託されました。

委員会では、そのうち臨時交付金交付限度額について質疑があり、おおよそ1億1,000万円を見込んでいるとの答弁がありました。

ひとり親家庭等支援臨時給付金に関わっては、給付金の金額について質疑があり、他市町を参考にした、また学校等の休校等によって自宅にいる時間等の支出等を勘案し、3万円を計上したと。今後も実態を把握し、支援を検討したいと答弁がありました。

事業者等支援助成金については、直接的な給付支援が必要ではないかという質疑があり、今後、国、県等と協力し、独自の施策を検討したいと答弁がありました。

審査の結果、全会一致で可決となりました。

以上、報告といたします。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論，採決いたします。

議案第48号令和2年度竹原市一般会計補正予算（第2号），本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので，着席を願います。

起立全員であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議決されました各案件につきまして，その条項，字句，数字，その他の整理を要するものにつきましては，その整理を議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって，条項，字句，数字，その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって今期臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり，一言御挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては，いまだ終息の兆しは見えない状態ではございますが，市長挨拶の中にもありましたように，拡大防止を図るため4月16日に全国一斉に発出された緊急事態宣言のもと，医療従事者をはじめ，国，県，市町など関係機関の

懸命なる対応をはじめ、皆様の自粛行動への御協力をいただく中、感染拡大に一定の歯止めがかかり、出口も見えつつあることから、昨日の国による一部地域での緊急事態宣言解除を受け、広島県における段階的緩和の前倒し等が予定されていると報道がありました。先行き不透明な中にも一点の明かりがともされた気持ちでございます。この場をおかりいたしまして、感謝の意を心より申し上げたいと思います。ありがとうございました。

先日、議会として、今柴市長、高田教育長に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望を提出させていただきました。これであります。確実なる情報発信、きめ細やかな相談体制、学校現場での学習機会の確保、児童虐待等家庭問題への支援、国等に対するさらなる財源支援や補償制度拡充策の要望をはじめ、これからの出水期への備えである危機管理体制の確立など、市長自ら力強く前向きな言葉をいただきました。

給付金事業も大変大きな反響をいただく中、本市ではいち早く取組をさせていただいております。既に市民の皆様のお手元にも申請書が届いていると思います。本日議決いたしました第二弾支援事業とあわせ、一日も早く確実に生きた支援を皆様のお手元に届けていただきたいと切にお願いし、私からの閉会の言葉といたします。

これをもって令和2年第3回竹原市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員